

明治9年の条例改正後における国立銀行の経営状況

同志社大学 鹿野嘉昭

本報告では、明治9年8月に公布された条例改正が国立銀行の設立状況や経営にどのような影響を及ぼしたのかという問題について主として銀行論の立場から改めて検討することにした。その結果、次のような新たな知見を得ることができた。

すなわち、第1に、明治11年度を中心とする設立ラッシュは、最低資本金の引き下げ、金禄公債による資本金払い込みの容認および政府紙幣兌換への移行という3つの改正条項が相互に重なり合って後押ししたことによるものということができる。金禄公債による資本金払い込み容認と最低資本金の引き下げが国立銀行の設立環境を大きく改善させたところに政府紙幣兌換への移行および銀行券発行限度額の拡大に伴って投資採算が急速に向上したことが加わって、設立ラッシュとなったのである。それはまた、金兌換から政府紙幣兌換への移行が最も重要な要因であるという理解の妥当性に疑問を投げかけている。

第2に、国立銀行153行のうち71行が資本金10万円未満という規模の小さな銀行により構成されるなど、設立当初における銀行組織は「頭部に少数の大銀行、下部に多数の小銀行をもつ」という特色を有していたことが改めて確認された。小規模銀行が濫立した背景としては、各府県においては旧藩を基準として地域経済がなお分断されていたことに加えて、最低資本金の引き下げおよび政府による厳しい設立審査が指摘できる。その一方で、国立銀行の多くは設立後、増資に踏み切っており、銀行全体としての資本金は設立時の3772万円から明治14年度末には4368万円へと増えている。その背景としては、全国各地における銀行貸出に対する需要が予想以上に強いなか、貸出を伸長させるには資本金の増強による銀行券の増発に頼らざるを得ない状況にあったことが挙げられる。

第3に、国立銀行のうち第一銀行および第十五銀行という巨大銀行2行を除いた国立銀行の経営状況を銀行数で除した平均値で捉えると、明治13年6月末の平均的な規模としては資本金15万円、銀行券発行高11万円、預金高6万円の一方で、貸出残高15万円、公債保有高16万円、金銀有高6万円という姿にあることが判明した。つまり、大多数の国立銀行においては規模が小さく、条例での限度額まで銀行券を発行して獲得した資金でもって貸出を行う一方で、不足資金の一部については預金で賄い、預金の残額については公債や金銀有高として保有するという資金の運用調達行動を採っていたことが示唆される。

その一方で、国立銀行の貸出動向が物価や景気といった当時のマクロ経済の動きに及ぼした影響など、国立銀行とマクロ経済との関係については、紙幅の関係もあり、検証することができなかった。これらの課題については稿を改めて検討することにした。